

2026年4月スタート 狛江市 子どもの権利条例

「みんなの声で狛江が変わる！」を合言葉に、
子どもと大人がともに生きるまちを目指して
制定された条例です。



狛江市

はじめに

条例の制定の目的

「みんなの声で泊江が変わる！」子どもとともに歩むまちへ

子どもには、生まれながらにして一人の人間としての権利があります。児童の権利に関する条約(以下「子どもの権利条約」といいます。)は、子どもの基本的人権や子ども特有の権利を認めつつ、それまでの「子どもは大人の保護の客体である」という子ども観(子どもに対する見方)から、それだけではなく、「子どもは大人と等しく権利の主体である」というように子ども観を大きく転換させています。

泊江市においても、いじめ、児童虐待、ヤングケアラー等の多様かつ複雑な問題に対し、子どもの権利を大人が適切に保障していくことは必要です。

上記のような子ども観を背景として、子どもの身近な生活の場である泊江という地域が、子どもが権利の主体としてありのままで暮らすことができ、大人が子どもの思いや考えを受け止め、子どもと大人が互いに尊重しともに生きることができるまちになることを目指して、泊江市子どもの権利条例を制定しました。

法的根拠の確立

- ・子どもの基本的人権や成長・発達に応じた子ども特有の権利の保障
- ・子どもが権利の主体としてありのままで暮らすことができること
- ・大人が子どもの思いや考えを受け止め、子どもと大人が互いに尊重しともに生きていくことができるまちづくり

ワークショップで子どもが考えた
泊江市子どもの権利条例の
キャラクター
ありくまるん



「子ども観」の大きな転換

これまで(保護の客体)

「守ってあげる」対象

子どもは未熟であり、大人が管理・指導し、保護する存在であるという見方

これから(権利の主体)

「一人の人間」として尊重

大人と同じように権利の主体であり、様々な権利がある。大人と同じ価値を持つ人間として対話する見方

条例 前文

子どもからのメッセージ



“ 子どもを信頼してバトンを渡してくれる大人でいてください。
私たちの声にも耳を傾けてください。
大人や他の子と比べることなく、一人ひとりの子どもである
「私」を見て尊重して欲しいです。
良いところや頑張っているところを見つけて褒めてくれること、
好きなことを応援してくれることが私たちを元気づけます。

”

— 条例前文「子どもからのメッセージ」より抜粋

大人が大切にすべき視点の例 子どものために大人ができること



子どもにとって最も良いことを考えましょう

子どもは大人と同じように権利の主体です。子どもに関わることに決めるときは、子どもと対話していくことが大切です。「大人が考える子どもの最善の利益」ではなく、子どもの立場に立って、「子どもにとって最も良いこと」を子どもと一緒に考えましょう。

子どもの声を大切にしましょう

条例では、子どもの主体性を重視しています。子どもの声を尊重し、受け止め、応答的対応をしていくことが大切です。また、場合によっては自らの意思をうまく表現できないことがあることにも配慮し、意見、気持ち及び考えを汲み取る姿勢も必要です。

子どもの個性を尊重しましょう

きょうだいや友達、「大人の理想」と不当に比較せず、一人ひとりにあったペースを尊重することが大切です。また、多様性を認め、「違い」を「個性」として認め、尊重しましょう。

子どもの挑戦を応援しましょう

失敗しても価値があると認め、再挑戦を応援すること。また、「頑張ること」と同じくらい「休むこと」も大切です。疲れた時に安心して休める環境をつくることも必要です。

“特に大切に”4つの「子どもの権利」

子どもの権利条約で定める4つの一般原則をもとに、「狛江市子どもの権利条例」では次の4つの子どもの権利を特に大切に保障されなければならない権利として定めます。

生きる権利及び 成長・発達する権利

生きる・育つ

- 安心して健康に暮らせること。
- 愛情をもって大切に育まれること。
- 暴力、いじめ、虐待等を受けないこと。
- 休息できること。
- 自由に遊び、学びたいことが学べ、多様な体験ができる環境が保障されること。



第4条

ありのままに いられる権利

ありのままに

- 個性や多様性が認められること。
- 誰かと不当に比べられないこと。
- いかなる理由によっても差別を受けないこと。
- 平等に扱われ、公正に評価されること。
- 不利な点は合理的な範囲で配慮をされること。



第5条

自分で自分のことを 決める権利

自分で決める

- 自分に関することについて、成長・発達に応じて自分で選択して自己決定できること。
- 様々なことに挑戦することができ、その環境が保障されること。
- 自分の意見、気持ち、考えを受け止め応答してもらえること。



第6条

意見表明及び 参加・参画する権利

意見を表明

- 自分の意見、気持ち、考えを表現(=意見表明)することができ、尊重されること。
- 意見表明の機会が確保されること。
- 意見表明をしないことも保障されること。
- 表明したことについて、検討された結果を知ること。
- 対話をして協働できること。
- 地域の活動に参加・参画できること。



第7条

学校を休んだり宿題をやらなかったら悪んだらだめと言わなくてほしい。



「遊ぶ」ということを大事にしてほしい。

自由な時間を過ごせないと心がもやもやしてしまう。

「～らしく」をやめてほしい。



一人ひとりで違う。「私」を認めてほしい。尊重してほしい。

上手な子だけやらせないで。上手なくてもやりたいていしやってみてほしい。

大人は自分の経験が当たり前だと思って今の子どもに話をしないでほしい。



時間の使い方を自分で決めたい。

大人に決められてしまうと、自分にとって前にすすむ答えが出てこなかったりする。

子どもだからやらなくていいよ、と言われるのは嫌。



各主体の具体的な役割

大人の役割

第8条

- 大人は、子どもが大人と同じように権利の主体であることを認識し、ともに、ありのまま安心して暮らすことができるまちづくりに取り組むよう努める。
- 大人は、子どもが健やかに育ち、地域の中で安心して過ごすことができるように、子どもを見守り、支援する。

施設関係者の役割

第10条

- 施設関係者は、子どもが安心して過ごせる場所を確保する。
- 施設関係者は、子どもにとって最も良いことは何かを考え、子どもの意見を聴き、対話しながら、様々な活動の機会を確保する。
- 施設関係者は、子どもを施設運営に関わる当事者の一員として認め、子どもの主体性を尊重する。

団体（企業等）の役割

第11条

- 団体は、子どもの権利を保障するために、それぞれの立場でできることから開き、子どもを地域で見守り、支援する。
- 団体は、その活動が子どもの権利の侵害につながらないよう配慮する。

保護者の役割

第9条

- 保護者は、子どもにとって最も良いことは何かを考え、子どもの意見を聴き、対話しながら、養育する。
- 保護者は、保護者自身が安心して暮らすために、必要に応じて市や関係機関に相談し支援を求める。

市（行政）の役割

第12条

- 市は、子どもにとって最も良いことは何かを考え、子どもの意見を聴き、対話しながら、子どもに関する施策を決定し、実施する。
- 市は、大人、保護者、施設関係者及び団体と連携・協働し、各主体が役割を果たすことができるよう必要な支援を行う。

相談窓口(子育てに関することなど)の情報

大人向け

子ども家庭課 電話:03-5761-7990

月曜日～金曜日(年末年始、祝日除く) 午前8時30分～午後5時



子ども家庭支援センター 電話:03-5438-6606

月曜日～土曜日(年末年始、祝日除く) 午前9時～午後5時

多摩児童相談所 電話:042-372-5600

月曜日～金曜日(年末年始、祝日除く) 午前9時～午後5時



自分やまわりのことでこまったとき・なやんだときは…

子ども向け

身近な大人や学校の先生に相談してみよう。その他にも相談できるところがあるよ。

こまったときの相談窓口

市内などで相談できるところ



話してみなよー東京子供ネットー(東京都) 電話:0120-874-374

月曜日～金曜日 午前9時～午後9時／土・日・祝 午前9時～午後5時(年末年始除く)

ギュッとチャット(東京都)

LINEでも相談できるよ



この条例はたくさんの狛江市の子どもたちと
ワークショップを通じて作成しました。



これまでの取り組みや、
条例について
詳しくはこちら

令和8年(2026年)3月発行

【発行】狛江市子ども家庭部子ども若者政策課企画政策係

【イラスト】はしもと なおみ

【デザイン】株式会社ハシデザイン

【編集】一般社団法人TOKYO PLAY